

# 先進優良事例の横展開ワーキングチーム

(別紙1)

## 健康づくり分野

健康づくりプロジェクトWT  
(リーダー：神奈川県)  
(構成団体37)

インセンティブを活用した  
健康づくりWT  
(リーダー：静岡県)  
(構成団体29)

運動習慣・食生活の改善WT  
(リーダー：新潟県)  
(構成団体28)

特定健診・がん検診の  
受診率向上WT  
(リーダー：栃木県)  
(構成団体30)

重症化予防WT  
(リーダー：埼玉県)  
(構成団体34)

## 次世代育成支援・ 女性活躍促進分野

結婚の希望を叶えるWT  
(リーダー：山口県)  
(構成団体30)

妊娠・出産の希望を  
叶えるWT  
(リーダー：滋賀県)  
(構成団体25)

子育てにかかる  
経済的負担の軽減WT  
(リーダー：鳥取県)  
(構成団体24)

仕事と子育ての両立支援WT  
(リーダー：新潟県)  
(構成団体28)

女性の活躍促進WT  
(リーダー：山形県)  
(構成団体24)

すべての子どもが夢を  
はぐくむことができる  
社会づくりWT  
(リーダー：広島県)  
(構成団体29)

## 地域包括ケアシステム分野

高齢者の社会参加WT  
(リーダー：長野県)  
(構成団体21)

効果的な介護予防WT  
(リーダー：大分県)  
(構成団体25)

多様な福祉サービスの  
提供WT  
(リーダー：富山県)  
(構成団体20)

認知症対策WT  
(リーダー：熊本県)  
(構成団体25)

地域医療構想実現WT  
(リーダー：埼玉県)  
(構成団体28)

地域医療の担い手確保WT  
(リーダー：徳島県)  
(構成団体22)

医薬品の適正使用の推進WT  
(リーダー：高知県)  
(構成団体34)

在宅医療・介護連携推進WT  
(リーダー：高知県)  
(構成団体34)

介護人材WT  
(リーダー：群馬県)  
(構成団体32)

## その他分野

データ解析の活用事例WT  
(リーダー：栃木県)  
(構成団体30)

2019.3.14時点

合計 21チーム

# 健康づくりプロジェクト（健康経営を含む）WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○健康づくりの意識醸成に向けた仕組みづくり				
－関係団体・企業等との連携（協議会、県民運動会議、協定締結等）、市町村との連携による普及啓発	12	1	24	37/37
○健康づくりに向けた、県民へのアプローチ、普及啓発の実施や工夫				
－様々な広報媒体のより効果的な活用、アプリ等やSNSの活用、健康に特化したポータルサイトの運営	11	12	14	37/37
－各世代の課題に応じた普及啓発の実施（子ども、若者、勤労世代、高齢者、女性等）	2	4	29	35/37
○県民が主体的に健康づくりに取り組むための環境づくり				
－健康づくりに取り組む拠点整備、健康データを管理するアプリ等の活用、企業等との連携による社会環境整備（健康づくり関連の宿泊プラン等の商品化）	13	12	10	35/37
○健康経営の推進に向けた取組				
－健康経営の取組に対する支援（アドバイザー派遣等）、インセンティブ（表彰・認定等）	13	7	16	36/37
○その他個別の取組				
－禁煙・受動喫煙防止対策の実施	6	6	25	37/37

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の1参照）

- (1) 各ライフステージに応じた生活習慣の見直し等について、**国民の理解促進に向けた周知・啓発活動を強化**。無関心層や無行動層が健康づくりを実践できるよう、より効果的な**インセンティブの付与やICT基盤の構築等について積極的に検討・導入**
- (2) **全国統一的な受動喫煙防止対策**が実施されるよう、改正健康増進法の運用に係る**適切なガイドラインを提示**
- (3) 健康づくり（健康経営を含む）にかかる**普及啓発や県民運動の展開等の実践活動等の取組に対し、必要な財源の措置**とともに、取組に係る**評価方法の確立や保健師等の専門職員を確保**

# インセンティブを活用した健康づくりの取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○個人の健康意識や行動変容の状況に即したインセンティブの提供、報奨のあり方				
–健康づくりに参加するきっかけづくりとしてのインセンティブ（健康無関心層への働きかけを念頭に入れた報奨の設定 等）	7	9	8	24/29
–健康づくりが習慣化するまでの継続支援としてのインセンティブ	7	8	9	24/29
–事業の継続性を確保した報奨の設定	4	5	14	23/29
○評価の指標				
–参加型・努力型・成果型を中心に組み立て、単一の指標ではなく、複数の組み合わせで設定	3	9	9	21/29
○個人インセンティブを提供する取組の指針・方策、効果				
–事業所と共同し、従業員が健康づくりの取組に参加しやすくなるような環境整備	13	4	7	24/29
–実施目的を明確にし、KPIを設定し経年的に評価	5	10	7	22/29
–参加者数や健康無関心層の割合等を把握し、きっかけづくりとして機能しているか検証	2	13	5	20/29
○継続性を確保する工夫				
–企業や保険者、自治体が協働・連携、市町村による同様の事業との棲み分け・役割分担	7	5	12	24/29

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の2参照）

- （1）自治体を実施する**インセンティブ事業への事業所ごとの参加**や、**運営に対する事業所や健康保険組合の協力**について、関係省庁間で連携の上、**参加・協力を誘導**
- （2）効果を適切に評価するための**有効な指標及び評価に対する仕組みづくりを研究**
- （3）国民健康保険と被用者保険の**被保険者を区別せず継続的に実施できる新たな財政支援制度を創設**

# 運動習慣・食生活の改善WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○県民運動の展開				
－実態把握や科学的根拠に基づいた目標値の設定	0	2	26	28/28
－キャッチフレーズの設定、県独自の推奨（認証）メニューの開発・普及	6	4	17	27/28
○産学官、関係機関、市町村等との連携、取組支援等				
－商品開発や利用促進、予防・改善プログラムの作成・提供・実施	5	3	15	23/28
○普及啓発事業の実施				
－キーワードを設定したキャンペーン、イベントの開催（セミナー、研修会等）、ショッピングセンター等を活用した情報提供や体験イベント	10	3	15	28/28
－管理栄養士等の指導者派遣、食生活改善推進員による普及啓発	3	0	25	28/28
○働く世代への取組支援				
－認定・登録による企業の取組促進、インセンティブ付与（表彰制度等）、企業の環境整備への支援	10	3	15	28/28
－普及啓発事業の実施（食生活改善推進員による普及啓発、通勤・勤務時間中のスニーカー活用を推奨（スニーカービズの推奨））	2	5	20	27/28

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の3参照）

- (1) 無関心層に働きかけるため**国をあげてのムーブメントの創出**等社会全体で健康的な生活習慣の定着に向けた取組を促進
- (2) **子どもに対する健康づくりの取組**をより**強力に推進**するため、**厚生労働省が率先して関係省庁と連携**し、地方の取組を後押し
- (3) 地方の実情に合わせ、**柔軟に活用できる人的支援及び補助金制度の創設や継続等の財政的支援を実施**。健康づくり事業の**QOLへの寄与度と医療費抑制効果の全国共通の算出方法を考案し可視化**

# 特定健診・がん検診の受診率向上のための取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○健診受診率向上のための都道府県独自の取組				
－市町村の取組への支援、市町村国保以外の保険者の取組への支援	5	3	21	29/30
－職域健診（検診）との連携、みなし健診、個別受診勧奨	11	5	12	28/30
○県民の健康意識の向上のための取組				
－広報（特定健診受診・がん検診の必要性啓発、特定保健指導の必要性啓発、精密検査の必要性啓発）	4	1	25	30/30
－インセンティブを付与した健康づくり事業	8	2	13	23/30
○受診勧奨、保健指導等のマンパワーの質的・数的確保				
－資質向上研修会の開催、専門家派遣による人材育成、ICTを活用した保健指導	5	4	21	30/30
○より効果的な対応をするための関係部署、関係機関との連携				
－庁内関係部署との連携、保険者協議会・保険者、医師会、企業、労働局等との連携	7	4	19	30/30
○より成果を追求するための進捗管理、評価				
－進捗管理（PDCA）の実施（実績のまとめ、実績を保険者等へフィードバック）	2	2	23	27/30

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の4参照）

- （1）事業主や特に**健（検）診の入り口となる40歳代の国民**に対して**受診促進に向けた周知・啓発活動を強化**
- （2）職域で実施する特定健診や国の指針に基づく**がん検診の実施状況及び実施結果の情報を一元化して把握できる仕組みの整備**とともに、**根拠法を統一**
- （3）都道府県独自の積極的な取組に対するものとともに全医療保険者に対しても**財政的な支援等を拡充**

# 重症化予防WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既の実施中	計
○受診勧奨、保健指導等のマンパワーの質的・数的確保				
－資質向上研修会の開催、専門家派遣による人材育成、民間事業者の活用	8	6	20	34/34
○より住民に健康への意識を高めてもらう（事業参加者の増加）				
－広報（糖尿病の恐ろしさを周知、特定健診受診の必要性啓発）	4	6	24	34/34
○より効果的な対応をするための関係部署、関係機関との連携				
－庁内関係部署との連携、医師会、糖尿病対策推進会議、保険者協議会、国保連合会との連携	3	17	14	34/34
－かかりつけ医と専門医等との連携、保険者とかかりつけ医との連携	8	15	11	34/34
○より成果を追求するための進捗管理、評価				
－対象者数・介入者数・医療機関受信者数により、介入率や医療機関受診率による評価	2	9	20	31/34
－学識者による医療費削減額の算出作業	3	8	0	11/34

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既の実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の5参照）

- (1) 糖尿病が重症化した際の合併症について、その深刻な症状を始め**治療の継続や定期検査の重要性**などについて**啓発活動を強化**
- (2) **保健師等の人材確保等に対する支援**とともに、講師派遣や効果的な**保健指導力向上のためのスキルアップ研修を実施**。  
全保険者への**財政的な支援等を拡充**。**ヘルスケア産業の育成支援など民間委託の推進を後押し**
- (3) 受診勧奨や保健指導の**QOLへの寄与度と医療費抑制効果の全国共通の算出方法を考案し可視化**

# 高齢者の社会参加WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○高齢者の社会参加の促進				
－活躍の場の拡大や活動（地域活動、居場所やサロンの運営、NPO活動・ボランティア等）への支援	0	0	13	13/21
－社会参加促進のきっかけづくり、継続的な社会参加につなげる取組（高齢者向けの講座、情報交換の場等の開催、ポイント制度、スタンプラリーの実施）	2	0	16	18/21
○高齢者の就業促進				
－就業支援、雇用拡大（定年廃止・定年延長・継続雇用の働きかけ、求人の開拓、面接会・セミナーの開催）	0	0	7	7/21
○高齢者の社会参加の推進体制				
－高齢者のための支援拠点（相談窓口の設置、情報発信（ホームページ、事例集の作成等））	0	1	12	13/21
－就業や社会参加を希望する高齢者と雇用したい企業や活用したい団体との橋渡し（マッチング）の仕組み（マッチング等を行う職員の配置等）	1	0	11	12/21
－関係機関・団体等の協議の場	0	0	3	3/21

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の6参照）

- （1）高齢者の社会参加への意識の向上とともに希望に応じて活躍できる環境を拡大するための**全国的な広報・啓発活動を実施**
- （2）高齢者の社会参加を支援する体制や取組に対する**恒久的な財源を確保**
- （3）就業意欲のある高齢者の**雇用拡大や就業形態の多様化などに積極的に取り組む企業に対する優遇措置**、地方公共団体と国の機関との**連携を強化**

# 効果的な介護予防の取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定				
－市町村への研修、アドバイザーの派遣	4	4	15	23/25
○地域ケア会議・介護予防				
－市町村、地域包括支援センター等の管理職等に対する研修会等	3	4	18	25/25
－市町村へのアドバイザー派遣	3	0	22	25/25
－市町村職員・関係者に対する技術的支援研修会等、実地支援等を行うアドバイザーの養成・派遣	1	5	19	25/25
○生活支援体制整備等				
－好事例の発信、市町村による情報交換の場の設置、市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言	0	0	25	25/25
○自立支援、重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用				
－リハビリテーション専門職等を派遣する医療機関等の確保	0	3	19	22/25
－地域ケア会議や通いの場等への派遣実施	1	2	21	24/25

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の7参照）

- (1) 高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止等の取組の重要性等について、**周知・啓発活動を強化**
- (2) 地域包括ケアシステムの中核となる**地域包括支援センターの機能強化のため支援を充実**
- (3) **保険者機能強化推進交付金**について、地方と十分に協議するとともに、中長期的に安定して事業を継続できるよう**運用の弾力化**



# 多様な福祉サービスの提供WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○地域での居場所（拠点）づくり／地域での見守り・支え合い・相談支援体制の整備				
－サービスの対象者（支援を受ける者）を限定しない	0	2	8	10/14
－支援（事業）の内容				
・居場所づくり	0	0	6	6/14
・見守り支援	1	1	8	10/14
・一時預かり支援	0	1	4	5/14
・子育て支援	1	1	2	4/14
・相談支援	1	2	4	7/14
・生活支援（ゴミ出し、買い物支援、配食支援等）、外出支援	0	1	5	6/14
・就労支援	1	1	1	3/14
－都道府県の支援（施設整備支援、運営費（活動費）支援、人材育成支援等）	2	1	11	14/14

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。なお、「計」の分母は3月8日時点で回答があった分。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の8参照）

- (1) 「**地域共生社会**」の理念の周知とともに、地域福祉の推進や**住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制等の充実を強力に後押し**
- (2) 共生型サービスなど**制度・分野の縦割りを超えた取組の一層の普及を強力に後押し**するとともに、**就労・社会参加の場の整備等に対する支援を充実**
- (3) **包括的支援体制構築**のための**恒久的な補助制度を創設し、創意工夫ある取組を強力に後押し**。体制の構築にあたっては、**地域包括支援センターなど、既存の各分野の相談支援機関の体制を強化**

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○認知症への理解を深めるための普及・啓発				
－認知症の疑似体験研修、サポーターのボランティア登録等活動活性化のための仕組みづくり	6	6	11	23/25
○認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供				
－基幹型センターと地域拠点型センター、疾患センターとかかりつけ医等の連携強化	2	3	15	20/25
－初期集中支援チームのスキルアップ支援、認知症地域支援推進員のネットワーク構築などの活動支援	3	2	18	23/25
○若年性認知症施策の強化				
－本人・家族等の社会交流・相談の場等の設置、特性に応じた仕事の場づくり、受入事業所の育成・支援	9	2	12	23/25
○認知症の人の介護者への支援				
－医療・介護専門職の家族介護者支援力向上	1	1	6	8/25
－地域福祉拠点など集いの場等への認知症カフェの設置・活動支援	0	1	16	17/25
○認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進				
－企業等との連携による地域支援体制の構築	0	0	13	13/25
－運転免許センター適性相談窓口への医療職（看護師等）配置等警察その他関係機関との連携	1	3	16	20/25
○認知症の予防法、診断法、治療法等の研究開発及びその成果の普及	0	1	4	5/25

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の9参照）

- (1) 認知症の人を**社会全体で支える体制構築とともに施策加速化のための法律を制定**。基金の創設など**恒久的な補助制度の創設等**。認知症の人にやさしい地域づくりに向けた**産業界の参画推進**とともに**認知症サポーターの活動支援を一層強化**
- (2) 認知症に関する**研究・技術開発の促進**。認知症疾患医療センターの充実に向け、地域の実情に応じた**十分な財政措置**とともに、**専門性を高めるための支援を推進**
- (3) **運転免許返納後の移動手段の確保**や**認知症診断の増加に対応するための体制を整備**。若年性認知症になっても**本人の力を最大限に活かせる環境を早急に整備**

# 地域医療構想の実現に向けた取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○地域医療構想調整会議の活性化				
－地域の医療提供体制の分析結果の提供（医療機関を対象とした独自アンケートの調査結果、病床機能報告データ 等）	15	5	8	28/28
－専門部会・ワーキンググループ等の設置（都道府県単位の調整会議 等）	7	6	14	27/28
－地域医療構想アドバイザーの活用（調整会議へのアドバイザー出席 等）	5	7	16	28/28
○医療機関の機能分化・連携の取組への支援				
－医療機関の自主的な取組の支援（医療介護総合確保基金を活用した病床機能転換の促進・病床数適正化の促進、公立・公的病院の再編・ネットワーク化の支援 等）	7	7	14	28/28
－該当医療機関の調整会議への出席依頼と非稼働病床解消に向けた説明、非稼働病床の削減要請	1	5	16	22/28
○研修会等の実施				
－医療機関や調整会議構成員等を対象とした都道府県主催の研修会	5	8	14	27/28
○住民への地域医療構想の取組の周知				
－ホームページでの議論の状況の公開、リーフレット・チラシ等の作成、住民向け説明会（出前講座等）	2	2	23	27/28

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の10参照）

- （1）定量的基準による分析について必要な**技術的支援を実施**。**最新のデータに基づく必要な情報提供**とともに、構想の具体化に向けた**実効性のある取組を提示**。地域医療支援病院等の**承認要件の追加**について**地域の実情に応じたあり方を検討**
- （2）公立病院の再編・ネットワーク化について、病院事業債（特別分）の**地方交付税措置の期間の延長や対象経費を拡充**。再編・ネットワーク化により**病院事業を廃止した際に**自治体の財政負担が生じる場合に**地方交付税などによる適切な措置を実施**
- （3）**地域医療介護総合確保基金**の事業区分間での**流用を可能に**。地域医療構想調整会議の開催経費について基金を充当可能とするなど**柔軟な活用できるよう見直す**とともに、**必要な予算を確保**

# 地域医療の担い手確保WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既の実施中	計
○医師の養成・確保				
－へき地医療に従事する医師へのキャリア形成支援、若手医師への指導・助言や教育を行う指導医の確保	3	0	13	16/22
－代診医の派遣調整、女性医師の復職支援	2	0	13	15/22
○看護職員の養成・確保				
－訪問看護における研修・相談等の拠点整備、訪問看護師等へのキャリアに応じた教育体制の整備	0	0	14	14/22
－訪問看護師等への利用者からの暴力対策	2	2	6	10/22
－医療機関、訪問看護事業所等における看護職員の派遣・出向	4	2	4	10/22
○地域における応援体制の構築				
－協議体の設置、地域による相互応援体制、へき地医療機関のネットワーク化	1	3	9	13/22
○医療と介護の連携強化				
－訪問看護（介護）事業所への支援、定期巡回・随時対応サービス事業所への支援	1	1	7	9/22
○関係団体等との連携				
－医師会との医師派遣協定の締結、看護協会との看護職員確保支援	0	3	4	7/22

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既の実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の11参照）

- （1）地域に必要な医師が十分に確保されるまで**医学部臨時定員増を延長するなどの対応を実施**。へき地診療所を医師のローテーションで支えるための**へき地診療所の管理者要件のさらなる緩和及び医師少数区域での勤務にインセンティブが働く効果的な方策を検討・導入**
- （2）労働者派遣法上認められていない**へき地への医師以外の医療関係職種**の派遣について**弾力的な運用**を行うなど改善
- （3）地域の実情に応じた医療従事者の養成・確保や在宅医療の推進などの取組を行うことができるよう、**地域医療介護総合確保基金を十分に確保**

# 医薬品の適正使用の推進WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○より多くの人にアプローチをする（連携する医療保険者の範囲）				
－市町村国保、後期高齢者広域連合、協会けんぽ都道府県支部	0	4	21	25/34
○対象者に事実を伝える（医療保険者からの個別通知（郵送））				
－ジェネリック医薬品差額、重複投薬者、多剤投薬（ポリファーマシー）	8	6	20	34/34
○対象者の行動を後押しする（医療保険者からの個別勧奨）				
－服薬サポーター、市町村職員等医療保険者職員による個別勧奨	2	6	17	25/34
－薬剤師会の協力による個別勧奨	1	8	4	13/34
○対象者の行動変容を促す（薬剤師会（薬局）との連携等）				
－来局者への声かけ、在宅訪問による服薬指導、かかりつけ薬剤師・薬局の普及 お薬手帳の一冊化、お薬手帳の普及（電子版含む）	6	8	17	31/34
○社会全体・対象者に理解を得るための広報内容				
－ジェネリック医薬品の知識、重複・多剤投薬のリスク、医療費適正化の必要性	6	8	18	32/34

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の12参照）

- (1) 重複投薬是正等による**本人の身体的・金銭的メリット等**について、患者はもとより保険医療機関等に対し**周知・啓発活動を強化**
- (2) 服薬指導等の対象とする**基準や事業評価方法**について、**適切な根拠とともに一定の基準や方法を提示**
- (3) **「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用**に向けて、国民の理解促進や保健医療機関等が参加しやすい環境整備を図る等**実効性を向上**

# 在宅医療・介護連携の推進WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○在宅医療提供体制の確立				
－在宅医療に取り組む病院・診療所の増加施策、在宅医療提供体制の確立に向けた組織の設置	5	0	23	28/34
－在宅医療に関わる訪問看護師の育成	4	0	24	28/34
－在宅歯科医療の推進	4	0	25	29/34
○医療と介護の連携強化				
－ICTを活用した情報共有	6	0	21	27/34
－多職種連携のためのガイドラインの作成、人材養成	3	4	20	27/34
○地域への支援				
－市町村・医療機関等の連携による在宅医療への取組に対する支援、市町村への支援員派遣	3	0	21	24/34
－医療・介護関係者の情報共有への支援、研修支援、連携推進に向けた説明会等	5	0	25	30/34
－人生の最終段階における医療ケアの普及啓発、在宅ホスピスボランティアの養成	8	4	16	28/34

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の13参照）

- （1）利用可能なデータ（KDBシステム等）の活用推進**とともに、分析手法等の**技術的な支援を実施**。計画的かつ適切な事業の進捗管理のための**有効なアウトカム指標等のメニュー化**とともに、**全国比較ができるよう調査等を行い、その結果を提供**
- 中山間地域の医療・介護の現状は、診療報酬及び介護報酬のみでは不採算であるため、**報酬の加算等による具体的な対応策を検討**
- 情報連携システムネットワークの運営費**について、**基金及び交付金のメニューへの追加**や、ICTの活用・連携推進について**診療報酬・介護報酬を充実**。連携強化に向けた研修等**人材確保・育成に関する支援**とともに、**地域医療介護総合確保基金の内示を早期化**<sup>14</sup>

# 介護人材の確保WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○多様な人材の参入促進				
－中高齢者の確保（「介護助手」の養成、入門研修の開催）	22	0	9	31/31
－外国人人材の確保（受入セミナーの開催、コーディネーター派遣、日本語学習、初心者研修）	22	5	2	29/31
－主婦層の確保（子育てママを対象としたセミナー）	0	6	3	9/31
－障害者の確保（基礎的研修や職場体験）	0	6	7	13/31
○介護職員の定着支援・モチベーションアップ				
－モチベーションアップ（独自のキャリアアップ資格の付与、独自の表彰、介護技術コンテストの開催）	2	3	14	19/31
－定着支援（合同入職式や交流会の開催、経営マネジメントセミナーの開催、処遇改善加算取得の推進、職員の悩み相談窓口の設置）	10	2	17	29/31
○基盤整備				
－市町村との連携（意見交換会等の開催、就学資金や再就職準備金のPR）	1	4	12	17/31
－認証・評価・表彰制度	1	4	21	26/31

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。なお、「計」の分母は3月8日時点で回答があった分。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の14参照）

- （1）国においてマスコミや映像等を活用した**大々的なPRを展開**。**介護福祉士養成施設を卒業した留学生等の外国人**が介護福祉士国家試験を受験する際は、**EPAに基づく介護福祉士候補者と同様に受験時間の延長等を配慮**
- （2）**生産性向上ガイドライン**については、**WTを通じて広く課題や意見などを募り、より効果的に全国展開**。文書量の半減について、より現場に即した意見を踏まえた**効率的な見直しに努める**
- （3）**地域医療介護総合確保基金**について、地域の実情を踏まえて**柔軟な対応ができるよう制度を改正**

# 結婚の希望を叶えるための取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○出会いの機会の創出				
－結婚支援センターの運営（AIやビッグデータを活用したマッチング、結婚サポーター向けセミナー等）	7	2	14	23/30
－セミナー・イベント等の開催（結婚支援センター実施分を除く。マッチング等婚活イベントの開催、県外でのイベント等の開催等）	4	1	24	29/30
－企業へのアプローチ（従業員の結婚を支援する企業への支援）	5	4	19	28/30
○結婚を応援する経済的支援の取組				
－結婚新生活のスタートアップ支援（住居費支援等）、結婚応援パスポート制度（カップル応援協賛制度等）	1	2	8	11/30
○結婚に関する情報提供等				
－情報提供等（ライフデザイン形成支援等）、関係団体等による協議会の設置	5	0	23	28/30
○その他個別の取組				
－結婚応援ボランティアの養成、交流、研修等	3	0	17	20/30

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の15参照）

- 地域少子化対策重点推進交付金の拡充や複数年度にわたる同一事業も対象とするなど運用を弾力化。**  
**AIやビッグデータを活用したきめ細かなマッチングや複数の都道府県間による広域的な出会いの仕組みづくりなどに対する支援を充実**
- 結婚新生活支援事業の拡充や要件緩和**とともに、結婚する若者の住宅確保や多世代同居、近居型住まいづくりへの支援拡充など  
**結婚を応援するための経済的支援を充実・強化**
- キャリア教育やライフプランニング教育の充実**とともに、**国レベルでの情報提供や普及啓発などを強化**



# 妊娠・出産の希望を叶えるための取組WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○少子化の要因分析				
－ 要因の把握・分析、分析結果の公表・活用	0	0	10	10/25
○妊娠への理解や不妊治療を後押しする				
－ 高校・大学等での不妊（妊孕性）等出前講座、相談窓口の整備、啓発用リーフレットの作成・設置、一般住民向け公開講座	3	1	21	25/25
－ 不妊検査費、一般・特定不妊治療費等の助成（年齢・回数等の制限撤廃、上乗せ助成）	0	1	18	19/25
○妊娠が継続できる				
－ 不育症の相談窓口の整備、不育症検査費・治療費の助成	1	1	23	25/25
○産婦健診・メンタルヘルスケア・産後ケア（安心して出産できる）				
－ 産科と精神科、地域との連携支援	3	5	9	17/25
－ 産後ケアの実施（日帰り型、訪問型、宿泊型）、24時間電話相談事業	0	0	19	19/25
○がん患者妊孕性温存（可能な限り生殖機能を保存する）				
－ がん治療医療機関と生殖医療機関との連携、医療機関・医療従事者向け研修会	2	5	7	14/25
－ 妊孕性温存の治療費の助成	4	4	3	11/25

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の16参照）

- 少子化要因**分析手法の研究・開発**とともに、結果を踏まえた事業に**裁量性かつ継続性のある助成を可能とする財政支援を実施**。出産後の支援に対する補助対象の拡充など**裁量性かつ継続性のある助成を可能とする財政支援を実施**
- 不妊治療費助成制度の経済的支援の拡充**とともに、効果的な施策のための**調査・研究を推進**。**人工授精への経済的支援の拡充、不育症の原因究明・治療法の確立**や**検査費用・治療費の助成制度を創設**。不妊治療の治療日数に応じた**休暇制度や時間単位年次有給休暇の企業への導入促進**
- がん患者**に対する治療前に**正確な情報提供及び専門施設に紹介するための体制を構築**。妊よう性温存治療費やその後の凍結保存継続のための**費用助成制度を創設**

# 子育てにかかる経済的負担の軽減WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○幼児教育・保育料の負担軽減に向けた取組				
－多子世帯を対象とした保育料軽減対象の拡大	2	2	16	20/24
－幼児教育・保育の質の確保・向上、人材の確保	15	0	8	23/24
○子育て支援サービスに係る負担軽減の取組				
－病児、病後児保育負担料軽減、病児・病後児保育資源の確保や広域利用の調整	2	4	11	17/24
－子どもの医療費に対する助成	1	2	21	24/24
○在宅育児世帯に対する経済的支援の取組				
－在宅育児支援に対する理解・啓発、在宅育児世帯に対する精神的な支援	3	3	7	13/24
○企業・地域社会との協働による子育て世帯への支援				
－企業や地域の方々に参加してもらうためのインセンティブ、支援の活用に向けた広報	1	3	14	18/24
－地域の子育て支援団体へのサポート、地域人材の育成	2	3	14	19/24

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の17参照）

- (1) **幼児教育・保育の質の確保**に向けて、国の責任において**保育士等のさらなる処遇を改善**。**保育の受け皿整備や保育士確保等の取組を推進できるよう十分な財源を確保**
- (2) 子どもに係る国民健康保険の**国庫負担減額調整措置を全廃**。**病児・病後児保育事業**の安定的運営に必要な基本分単価を増額するなど、市町村が**取り組みやすい支援制度に見直し**
- (3) 全ての子育て世帯が負担軽減を享受できる**在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築**。地域全体で子育て世代を応援するため、企業や地域がより積極的に子育て支援に取り組むための**インセンティブが働く仕組みづくりを検討**

# 仕事と子育ての両立支援WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○企業へのアプローチ				
－認定・登録制度の運用（制度間連携による企業への働きかけ等）、インセンティブ付与（子育てに関する有給休暇制度を創設した企業に対する奨励金、制度融資における金利優遇、物品調達・建設工事等における優遇措置等）	9	0	16	25/28
－啓発事業（企業向けセミナーや講座の開催、人材の育成（イクボスの浸透等）、交流会等）	3	0	16	19/28
－企業対応のワンストップ化（法令等に関する助言、相談会の開催等）	0	0	5	5/28
○個人へのアプローチ				
－インセンティブ付与（男性従業員の育児休業取得に対する助成金交付等）	0	1	2	3/28
－父子手帳の作成・配布、男性育児冊子の作成・配布	0	0	9	9/28
－啓発事業（大学生がライフデザインを考える機会の提供、出産前からの意識啓発（産婦人科との連携による講座）等）、交流事業（育児の興味を持つ男性同士が集える場づくり）	3	1	12	16/28
○社会全体へのアプローチ				
－機運醸成活動（県民会議の開催、県民運動の展開等）、専用WEBサイトによる情報発信、相談窓口の設置	2	0	17	19/28
○仕事と子育ての両立に向けた基盤づくり				
－病児・病後児保育を利用しやすい体制整備（市町村での相互協定の締結、「施設空き情報」のリアルタイムでの把握等）	1	3	9	13/28
－認定子ども園の量的拡大と質的向上	1	0	10	11/28

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の18参照）

- （1）長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度など**多様な担い手による育児参画を促進する環境整備**とともに、**社会全体で子育てを応援する機運醸成を強化**
- （2）働き方改革の取組については、一層**効率的かつ効果的な事業を推進し、地域の実情に応じて取組を強化できるよう支援**
- （3）**地域少子化対策重点推進交付金**について、より柔軟な制度となるよう交付金の**運用の弾力化と拡充**

# 女性も活躍できる就労環境の整備促進WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○女性へのアプローチ				
－子育てをしながら就業を希望する女性への支援（相談対応、職場見学会、職場体験・実習の開催、就職面接に向けた支援（面接用スーツの貸出し等）、託児室の併設（託児サービスの提供）、潜在的な求職者の掘り起こし等）	3	0	10	13/20
－育児休業中・復帰後の女性への支援、テレワーカー養成研修、交流の場の開設、働く女性への支援	1	0	11	12/20
○企業へのアプローチ				
－認定・登録制度の運用、インセンティブの付与（奨励金等交付、制度融資における優遇金利の適用、金融機関との連携による特別利率の適用等）	2	0	17	19/20
－機運醸成・啓発事業（積極的な企業等の組織化（企業同盟等）、交流会の開催等）	1	0	13	14/20
－企業対応のワンストップ化（制度周知啓発、相談対応、アドバイザー派遣等）	1	0	1	2/20
－テレワークの普及促進（セミナー等開催、アドバイザー派遣、情報発信）	1	0	5	6/20
○社会全体へのアプローチ				
－機運醸成活動（フェア・フォーラムの開催、県民運動の展開、官民共同統一行動等）	3	0	8	11/20
－専用WEBサイトによる情報発信	1	0	11	12/20

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。なお、「計」の分母は3月8日時点で回答があった分。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の19参照）

- (1) 男性を中心とした労働慣行の改善や女性の管理職・役員への登用促進等の**待遇改善等に向けた施策を展開**。特に、**中小企業の女性の活躍やWLBの推進の取組への支援を一層強化**
- (2) **総合的支援を行う「ワンストップ型就労相談窓口」の設置拡大と運営へ支援**。子育てしながらでも受講しやすい、**短時間訓練や託児サービス付きの職業訓練を拡充**
- (3) **地域女性活躍推進交付金**について、国庫負担割合を10割に還元し**十分な財源を確保**。複数年度の継続事業も交付対象とするなど、**弾力的で自由度の高い制度への運用改善**

# すべての子どもが夢をはぐくむことができる社会づくりWT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○子どもの貧困対策の取組				
－子どもの生活実態調査の実施	3	2	17	22/29
－放課後児童クラブ利用料減免	0	0	8	8/29
－子どもの居場所・子ども食堂・支援団体等の連携、子ども食堂等の居場所づくりを通じた食・交流等の支援	8	1	17	26/29
－官民連携の会議や寄付金を財源にした取組	4	1	13	18/29
○貧困の世代間連鎖防止に向けた取組				
－学力を身につけるための生活習慣づくり（朝ごはん提供事業等）、小学生向けの学習・生活支援、中高生向けの学習支援	2	0	27	29/29
○子育てや家庭教育の不安解消の取組				
－妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の構築（ネウボラ）	2	0	22	24/29
－市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」、「地域子育て支援拠点」、「子ども家庭総合支援拠点」に対する支援	6	4	19	29/29
－保護者同士が子育てや家庭教育について話し合う場の提供	1	0	12	13/29
○放課後児童クラブの待機対策、待機児童対策、在宅育児支援の取組				
－放課後児童クラブの待機対策	3	0	17	20/29
－待機児童対策（無償化に伴う受け皿確保、制度の円滑実施、潜在保育士のニーズ把握をするための調査等）	14	7	8	29/29
－在宅育児支援（在宅育児家庭の3歳未満児への通園に準じた保育サービス、地域の高齢者と子育て世帯を結ぶ取組）	0	2	7	9/29

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県数のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の20参照）

- （1）「**子供の貧困対策に対する大綱**」の見直しにあたっては、要因分析や課題の構造化など**根拠を明確に提示**。**市町村との役割分担や具体的な大綱の見直しスケジュールを早期に提示**
- （2）国の責任において、各種データを用いて**世帯や子どもの実態を把握する仕組みの構築**や**全国統一的な基準を用いた指標の設定**などを行い、**都道府県別のデータを提供**
- （3）**地域子供の未来応援交付金について効果が見込まれる事業については、条件なく交付金の対象に**。**複数年度での実施を認める**などの見直しとともに**恒久化**

# データ解析の活用事例WT

## 主な横展開のポイント

	新規・拡充	将来的に検討	既に実施中	計
○解析するデータ				
－特定健診、特定保健指導、疾病データ（がん登録、脳卒中登録、心疾患登録等）	11	4	13	28/30
－医療費データ（レセプトデータ、KDB等）、介護給付データ、要介護認定データ	16	3	11	30/30
○協力・協働する機関				
－市町村、医療保険者、支払基金、国保連合会等	13	2	15	30/30
－医師会、医療機関、大学等の研究機関、民間企業等	11	9	8	28/30
○アウトプットの方法（データ解析の結果の利活用）				
－医療計画・健康増進計画等の各種計画策定	4	7	13	24/30
－実情に応じた保険事業の実施、分析結果公表による県民への啓発	14	4	11	29/30
－県民個人の健康課題の抽出	7	4	2	13/30
○人材確保・育成方策				
－データ活用のための研修会、結果の説明会・発表会	13	2	14	29/30

注：ポイントについては主要なものを抜粋。平成31年度予算で新規もしくは拡充する項目がある都道府県数を「新規・拡充」、それ以外の都道府県のうち将来的に検討する項目がある都道府県数を「将来的に検討」、それ以外で継続して実施している都道府県数を「既に実施中」としている。

## 国に求める事項（詳細は別紙2の21参照）

- （1）「保健医療データプラットフォーム」構築にあたって、**自治体の意見の反映**とともに、**具体的な活用事例の提示、相談・助言等の支援を充実**。準備期間を確保するため、**具体的な内容やスケジュールを迅速に情報提供**
- （2）**汎用的なデータを一元的に解析・集約した共通のデータセットの定期的な提供**など、データ解析を実施しやすい**環境整備を強化**。  
データ連結・解析を進めるにあたり、**個人情報保護の取扱いについて整理**
- （3）**人材の育成・確保に向けた取組の強化**とともに、医療保険者や審査支払機関、大学等の研究機関などとの**協力・協働がより進む**よう、**データ解析の必要性・重要性について一層周知**